

長泉町議会 議長交際費ホームページ公開基準

1 公開目的

議長交際費の執行（支出）状況の透明性を高め、町議会に対する町民の理解と信頼を深めてもらうことを目的とする。

2 公開内容

(1) 議長交際費（代理による出席者を含む）を支出内容に基づき、4種類の支出区分に分類し、「支出区分」、「支出年月日」、「金額」、「支出内容」を公開する。

- ① 会費等（意見交換会、懇親会等会費）
- ② 弔慰金（葬儀などの香典、生花）
- ③ 見舞い（病気、けが等に対する見舞い）
- ④ その他（その他交際上支出に必要な経費）

(2) 相手方氏名の取扱い

原則、公開とする。ただし、「見舞い」についてのみ、一部非公開とする。

3 公開時期

(1) 毎月15日を原則として、速やかに前月分を一括して公開する。

(2) ホームページ上で公開する議長交際費は、2年間（現年度＋前年度）とする。

4 その他

(1) この基準は、必要に応じて適宜見直すこととする。